

## 【事案】各種団体等現金（公金外）の横領にかかる事案の概要等

### 1. 対象者

経済部 課長補佐級 50歳代 男性 (職員A)

### 2. 事案の概要

本市経済部に事務局を置く、飯塚市筑前茜染協議会（以下「協議会」という。）の準公金の会計事務において、課長補佐級職員A（以下「職員A」という。）が、令和4年度から令和5年度にかけて10件、①4,525,940円の不正な引き出しを行ったものとあります。

その内訳については、令和4年度分は消耗品費42件のうちの5件（1,160,000円）で、令和5年度分は消耗品費40件のうちの4件（1,680,740円）と調査料1件（1,685,200円）の計5件（3,365,940円）であります。

不正引き出しの様態は、請求書を偽造、請求書を改ざん、請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から現金を引き出したものであります。

引き出した金額①4,525,940円の用途については、事案発覚後の調査により、事業者への支払いが確認されたものが②1,909,370円、職員Aが「自宅に持ち帰り金庫で保管していた」と主張するものが③1,706,520円、職員Aが「協議会の活動のために別業者に支払った」と主張するものが④910,050円となっています。

なお、③1,706,520円と④910,050円は、職員Aから市へ返金済みであります。

① 不正引き出しの総額	10件	4,525,940円
② 事業者へ支払いが確認された額		1,909,370円
③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額		1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額		910,050円
②③④ 計		4,525,940円

#### ・返金された額

③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額	1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額	910,050円
③④ 計	2,616,570円

### 3. 事案の経過と状況

- (1) 令和6年2月から協議会の決算等の準備を行ったところ、領収書等の不備が発見される。
- (2) 不備について確認を行っていたところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間において、疑義のある10件4,525,940円の現金引き出しが判明する。4,525,940円うち1,909,370円については、事業者への支払いが確認される。
- (3) 令和6年2月26日、職員Aが10件の不正な引き出しを認める。
- (4) 令和6年2月27日、職員Aが自宅に保管していたとする1,706,520円を返金。引き続き、使途不明金について調査を行う。
- (5) 令和6年3月18日、職員Aが残りの910,050円を返金。(全額返金)
- (6) 令和6年3月29日、職員Aは「懲戒免職」、管理監督者である部長は「戒告」、課長級は「減給10分の1 2箇月」の処分を決定する。

## 飯塚市公金等取扱要領

### 現金(公金)の事務取扱要領

1. 公金等は、飯塚市公金等の保管に関する取扱基準に基づき保管すること。
2. 施設外において勤務時間外に徴収した公金は、原則として夜間金庫を利用すること。
3. 公金収納システムについて、疑義が生じた場合は速やかに改善すること。
4. 資金前渡などで公金を受領し、当日の支払いが困難な場合、所属長等名義の預金口座を作成し、金融機関に一時保管すること。
5. 預金口座の管理は、預金通帳と印鑑は別人が所持し、施錠出来る場所で保管すること。
6. 銀行等の払戻請求書への押印は決裁後、出納責任者がその都度行うこと。
7. 預金口座の残高確認を複数職員で行うこと。
8. 報酬、謝礼金等については、口座振替を利用すること。

### 各種団体等現金(公金外)事務取扱要領

1. 公金外の各種団体等の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うこととし、適正な事務処理を行うこと。
2. 印鑑と通帳はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。
3. 通帳印鑑とその他の文書等に使用する印鑑は、必ず別のものとする。
4. 支払いは、口座振替とし現金の取扱いは必要最小限とすること。
5. 支払い決裁は、事前に複数職員による決裁手続きをとること。
6. 事務担当者が出納責任者等の役割を明確にすること。
7. 銀行等の払戻請求書への押印は、決裁後出納責任者が1件ごとにその都度行うこと。
8. 出納状況は定期監査等によりのみ依存せず、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収書等により、複数職員で精算・点検を行うこと。
9. 適宜金融機関の預金残高証明書により通帳との照合を行うこと。
10. 各種団体等の現金取扱い事務については、他機関への移管等により職員の関与を廃止、又は軽減できないか検討すること。
11. 各種団体等について事業廃止や統合等、その必要性について検討すること。
12. 各種団体等における現金の取扱事務について疑義が生じた場合は速やかに改善すること。